

平成24年12月4日

各 位

会 社 名 株式会社 イトーヨーギョー
代表者名 代表取締役社長 畑 中 浩
(コード番号 5287 大証二部)
問合せ先 取締役管理部長 霞 良 治
(TEL 06-4799-8850)

訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

平成24年10月12日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、神戸設備工業株式会社（以下、「原告」という）より提起されておりました訴訟について、平成24年10月11日、大阪地方裁判所により当社勝訴判決の言い渡しを受けておりましたが、同判決を不服として、原告から当社に対して控訴の提起（控訴状到達日：平成24年12月4日）がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴を提起した者（原告）

- (1) 名 称 神戸設備工業株式会社
- (2) 所 在 地 神戸市灘区友田町四丁目1番2号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 伊藤 泰博

2. 控訴の提起がなされた裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 大阪高等裁判所
- (2) 年月日 平成24年10月24日

3. 控訴の内容

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人（当社）は、控訴人（神戸設備工業株式会社）に対し、総額金203,458千円及び内金201,765千円に対する平成24年6月29日から支払済みに至るまで年6分の割合による金員を支払え。
- (3) 被控訴人（当社）の反訴請求を棄却する。
- (4) 訴訟費用は、第一審、二審を通じて被控訴人（当社）の負担とする。

4. 訴訟の提起から控訴の提起に至るまでの経緯

当社は、平成4年より賃借してきた友田町ビル（賃貸人 原告（神戸設備工業株式会社 以下「神戸設備工業」という））を平成23年4月30日付で退去すべく、

平成 22 年 7 月 23 日付で、神戸設備工業に対して本件賃貸借契約を更新しない旨の意思表示を行ったところ、同社は、当社の更新拒絶に特約違反や信義則違反があったとして、平成 23 年 3 月 15 日付で、当社に対し金 5 億円の損害賠償などを求める訴訟を提起しました。その後、神戸設備工業は、平成 24 年 6 月 28 日付で、請求金額を金 203,458 千円に減縮する訴え変更の申立てを行いました。当社は、訴え変更の前後を問わず、神戸設備工業の請求を全面的に争ってきました。

他方、当社も神戸設備工業に対して、本件賃貸借契約に伴って差し入れた敷金 28,386 千円の返還を求める反訴を提起しておりましたが、神戸設備工業も、当社の請求を全面的に争ってきました。

平成 24 年 10 月 11 日、大阪地方裁判所において、原告の当社に対する請求を棄却するとともに、当社の原告に対する反訴請求を認容する判決が言い渡されましたが、当該判決を不服とした原告が、大阪高等裁判所に対して控訴を提起したものです。

5. 今後の見通し

当社は、控訴審においても、原審に引き続き当社の正当性を主張してまいります。本件訴訟が業績に与える影響は現段階ではないものと判断しておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合はすみやかにお知らせいたします。

以 上